

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：	道路交通法施行令
根 拠 条 項：	第13条第1項
処 分 の 概 要：	緊急自動車の指定
原権者（委任先）：	東京都公安委員会
法 令 の 定 め：	○ 道路交通法施行令 第13条第1項（緊急自動車の指定）
審 査 基 準：	判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：	30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	交通部交通総務課渉外広報係
問 合 せ 先：	同 上 電話 03-3581-4321（内線50241・50243）
備 考：	